

ソフィア経済人倶楽部の設立趣意書

母校上智大学は、建学の精神である「キリスト教ヒューマニズム」のもと、全世界的・地球的展望に立った人間教育を実践する国際性豊かな大学として、他大学にはないユニークな特徴を持ち、これまでも、世界中の様々な分野で、また日本の産業経済界で活躍する多くの人材を輩出してきました。

近年のグローバル化の進展と共に、世界各国の経済産業分野でも猛烈なスピードで変革が進んでおり、日本の経済産業界も、この変化に対応すべく業種や世代を超えた人々による想像力の発揮と叡智の結束が求められています。

今般、この結束の一つの形として「ソフィア経済人倶楽部」を立ち上げることに致しました。経鷲会は大学創立と同時に創設された伝統ある経済学部と同窓会ではありますが、昨年来、その活動の一環として「経鷲会マネジメントの会」を発足させ検討を重ねて参りました。この度、これを更に飛躍させ、学部の垣根を超えた母校卒業生全体の組織として発展させることにしました。

ソフィア経済人倶楽部は上智大学出身で、産業経済界を始め各分野で活躍されている経営者、管理者、専門職並びに勇退されたソフィアンを対象とし、会員相互の知的啓発、相互の協力並びに親睦を図り、母校上智大学の発展に寄与し、グローバルな産業経済の発展、建学の精神に基づく社会貢献等を行うことを目的とします。

倶楽部の運営は、経鷲会を中心とする各委員会が企画立案を行い、当倶楽部の理事会での決議を経て自主的に行われます。各委員会は、学部を超えた会員の参画を求めます。

活動としては、講演会、産学連携の公開講座、研修会、夕食会、親睦会、ゴルフ会、賀詞交換会、朝食勉強会、クリスマス会、会員名簿の発行などを行うことを検討致します。

平成21年9月吉日

ソフィア経済人倶楽部

会長 濱口 敏行

ソフィア経済人倶楽部会則

2009年12月15日制定

2010年05月10日改定

2011年07月05日改定

第一章 総則

- 第1条 本会はソフィア経済人倶楽部（以下本倶楽部という）と称する。
- 第2条 本倶楽部は事務局を上智大学経鷺会内に置く。
- 第3条 本倶楽部は、上智大学卒業生で、産業経済界を始め各分野で活躍する経営者、管理者、専門職、及びそれらを勇退されたソフィアンを対象とし、会員相互の知的啓発、相互の協力並びに親睦を図り、母校上智大学の発展に寄与し、グローバルな産業経済の発展、建学の精神に基づく社会貢献等を行うことを目的とする。
- 第4条 本倶楽部は前条の目的を達成する為、次の活動を行う。
- 1) 会員相互の知的啓発及び親睦を図る為、情報交換、意見交換の場を提供すると共に、講演会、シンポジウム、セミナー、産学連携の公開講座等を開催する。
 - 2) 会員名簿を作成し、刊行する。
 - 3) その他本倶楽部の目的を達成する為、必要と認められた活動を行う。

第二章 会員

- 第5条 本倶楽部の会員は上智大学ソフィア会の会員で、原則として、産業経済界を始め各分野で活躍している経営者、管理者、専門職及びその勇退ソフィアンとする。
- 第6条
- 1) 入会及び退会は、本人の書面による申請に基づくものとする。但し、入会には本倶楽部会員の1名以上の推薦と理事会の承認を必要とする。
 - 2) 会員として不適当と思われる場合には、理事会の決議により退会させることができる。

第三章 役員

- 第7条 本倶楽部に次の役員を置く。
- | | |
|------|---------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 理 事 | 20名以内 |
| 監査委員 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 委員長 | 各委員会に1名 |
| 顧問 | 若干名 |
- 第8条
- 1) 会長は本倶楽部を代表し、会務を統括し、理事会の議長となる。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、あらかじめ会長の指名した順序により会長の

職務を代行する。

- 3) 専務理事は理事の筆頭として会長、副会長を補佐し、事務局、運営委員会を統括する。
- 4) 理事は理事会の構成メンバーとし、重要事項の決定に参画する。
- 5) 事務局長は、会長、専務理事を補佐して理事会の招集・議案の準備を行うと共に、事務局を運営し、各委員会の活動を調整する。
- 6) 監査委員は会計を監査する。
- 7) 顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べる事が出来る。

第9条 役員は理事会において選任し、会員大会で報告する。

- 第10条
- 1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2) 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

第四章 理事会

第11条 理事会を本倶楽部の最高決議機関とする。

- 第12条
- 1) 理事会は会長、副会長、専務理事、理事を以って構成し、本倶楽部の運営に関する重要事項を審議決定し、本会運営の責に当たる。
 - 2) 会長、副会長、専務理事は、理事会において理事の互選により選出されるものとする。従って、会長及び副会長は、理事であると共に、それぞれの役職を担うものとする。
 - 3) 事務局長は理事会に出席すると共に、会長の指示に基づき、理事会の招集及び必要な資料作成等を行う。
 - 3) 顧問、監査委員並びに各運営委員会の委員長は、理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、審議決定に対し議決権の行使は出来ないものとする。
 - 4) 理事会は会長が必要と認めた場合又は役員1/3以上の請求があった場合、会長がこれを招集する。

第13条 理事会において、役員の変更、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、会則の改廃、その他重要事項を決議する。

第14条 理事会の議決は、委任状並びに出席理事の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第五章 委員会

- 第15条
- 1) 倶楽部は、理事会の議決事項を遂行する為、理事会の承認により必要とされる委員会を置くことができる。
 - 2) 事務局と前項の委員会を以って運営委員会を構成し、本倶楽部の会務を処理する。
 - 3) 会長、副会長、専務理事、理事は運営委員会に出席し意見を述べる事が出来る。
 - 4) これら委員会は、当分の間、業務効率化のため上智大学経覧会の援助を受ける事が出来るものとする。

第六章 会員大会

第 16 条 1) 会員大会は、原則として毎年 1 1 月に開催し会長が招集する。

2) 前項の通知は書面またはその他の方法で行う。

第 17 条 会員大会においては、会務を報告する。

第七章 会計

第 18 条 本倶楽部の運営に必要な資金は行事参加費、維持会費、寄付金、その他収入でまかなう。

第 19 条 本倶楽部の会計年度は毎年 1 0 月 1 日より翌年 9 月 3 0 日までとする。

第八章 雑則

第 21 条 本倶楽部の会則に規定なき事項は、別途定める細則に定めると共に、会則、細則に定めのない時は、理事会の決議によりこれを定める。

(附則) 本会則は、理事会で承認された日から施行する。